

1. 総論

(1) 計画策定の趣旨

本市は、薩摩半島最南端、鹿児島湾口に位置し、東は鹿児島湾を隔てて大隅半島と相対し、北は県都・鹿児島市、西は畑作地帯が広がる南九州市と隣接、南は東シナ海に臨み、風光明媚な景観を誇っている。中央部には、九州一の大きさを誇る池田湖、南西部には標高924mの「薩摩富士」の別名で呼ばれる秀峰開聞岳、南部には南国ムード漂う長崎鼻、東部には潮の干満で陸続きになる、環境省の「かおり風景百選」に認定された知林ヶ島を有している。

さらに、市内には国指定史跡である橋牟礼川遺跡をはじめ、水迫遺跡など歴史的にも貴重な発見のあった遺跡が多くあり、歴史のまちとしても知られている。年間平均気温は、黒潮の影響から約19度と高く、温暖で亜熱帯的な気候のため、市内にはソテツが自生し、幸せを呼ぶといわれている熱帯蝶「ツマベニチョウ」が生息している。

産業は観光、農業及び水産業が主体であり、観光は霧島錦江湾国立公園に指定されている自然景観や世界的にも珍しい砂むし温泉をはじめとした観光施設を生かした特色ある観光地づくりが進められ、近年は外国人観光客が増加傾向にある。

農業は、温暖な気候と豊富な水資源や泉熱、基盤整備された広大な農地などの有利性を生かし、オクラ、そらまめ、スナップえんどう等の野菜をはじめ、花き・観葉植物、果樹、葉たばこ等の生産や畜産が盛んに行われている。また、天然の良港である鶴の港・山川漁港においては、水揚げされるカツオを原料とした本枯れ節シェア日本一を誇る指宿鰹節をはじめとする水産加工業が栄えるなど、南の食料供給地として発展してきている。

一方で、本市の人口は41,831人（平成27年国勢調査）で、昭和25年をピークに少子化や都市圏への人口流出等による減少が続いており、また、高齢者率については、平成27年国勢調査で35.2%と県全体の29.4%よりも5.8ポイント高く、高齢化が進行している。平成27年10月に策定した「指宿市版地方人口ビジョン」では、今後も人口減少及び少子高齢化が進行することを見込んでいる。

産業別就業人口（平成27年国勢調査）の割合は、第一次産業が22.7%、第二次産業が12.9%、第三次産業が63.9%となっている。県全体は第一次産業が9.3%、第二次産業が19.1%、第三次産業が69.7%であり、県全体と比較すると、第一次産業の就業比率が高く、第二次産業と第三次産業の就業比率が低い構造になっている。

このような状況において、第二次指宿市総合振興計画では、本市の目指す将来都市像

として「豊かな資源が織りなす食と健幸のまち」を掲げており、その実現に向けて、豊かな自然や温泉など多様な地域資源を活かして経済活動を活性化させ、本市の基幹産業である農林水産業をはじめとした産業各分野が相互に連携し更なる振興を図るとともに、担い手の育成・確保を図りながら持続可能な成長を続けることが重要である。

このため、平成 27 年に本市の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成 27 年施行の改正半島振興法（昭和 60 年法第 63 号。以下「法」という。）第 9 条の 2 第 1 項の規定に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限到来に伴い、新たに計画を作成するものである。

（２）前計画の評価

ア 前計画における取組及び目標

本市が平成 27 年に認定された指宿市産業振興促進計画（平成 27 年度～平成 31 年度。以下「前計画」という。）の期間においては、次のような取組及び目標を設定していた。

【産業振興を推進しようとする取組】

<指宿市の取組>

◆ 製造業及び商工業

製造業を含む工業の振興のため、地場産業経営の合理化と設備の近代化を進め、諸制度の積極的な活用を図る。また、雇用の拡大と新規学卒者の地元定着を図るため、企業誘致を推進する。さらに具体的には、地域資源を生かした新産業の育成について、県などの関係機関と連携を図りながら、調査研究に努める。

商業の振興のため、商工会議所や商工会等と連携し、事業者の育成を支援するとともに、地域を支える商店街の形成や経営基盤の強化を促進し、市民の日常的生活を支える商業環境の維持・向上に努める。中でも市街地の活性化については、商店街の個性を生かしながら、利便性・快適性の高い魅力ある商店街づくりを支援する。また、商工会議所や商工会等との連携により、空き店舗の有効活用を促進する。

◆ 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

農業の振興を図るため、いぶすき農業支援センター等の各関係機関との連携体制を強化し、地域農業を担う人材の育成・確保に努める。また、消費者ニーズを踏まえた安心・安全な農畜産物の生産振興や、南薩畑かん事業等で整備された施設の更新および整備を行いながら、ブランド化の推進、農畜産物・加工品の積極的な PR 活動により、産地間競争力を向上させるなど、総合的な生産環境整備に取り組み、地産地消、地産全消を推進する。特に、農産物の販売を促進するため、道の駅などの直販施設を積極的に活用し、地元産品の PR に努めるとともに、農業団体との連携強化、インターネットを活用した情報発信や販路拡大に努める。

ブランド化の推進については、消費者の本物、安心・安全などの多様なニーズに対応するため、ブランド化の推進を図り、農畜産物の生産安定と品質向上を促進する。

林業においては、森林資源の確保や安定供給を図るため、県や森林組合と連携を図り、造林、育林等の森林資源の造成に努める。また、森林の持つ多面的機能をより発揮させるため、計画的な森林整備に努めるほか、自然環境の保全に留意しつつ、林道の整備や森林病虫害被害の予防・防止を適切に行い、森林の保全を図る。

水産業においては、水産物の生産・流通の拠点として、漁港施設の整備を推進する。持続的・安定的な漁業生産を実現するため、魚礁等の設置による漁場や藻場の造成、マダイ・ヒラメ等の種苗放流等を計画的に行い、水産資源の回復・増大を図る。かつお節製造業の加工用原魚を安定して確保するため、海外まき網船や外来船などの入港を積極的に推進するとともに、安定して加工用原魚が保管できるよう冷凍冷蔵庫等の施設の維持管理の指導に努める。道の駅山川港活お海道を、山川港の拠点として農林水産物等の展示販売や観光情報等の提供を行い、地場産業の振興を図るとともに、市民と利用者との交流促進等により、農山漁村の活性化を推進する。

◆ 旅館業

観光業の振興のため、旅行形態の多様化や観光客のニーズを的確に捉え、本市が本来持っているさまざまな魅力を掘り下げ、それを活用した事業や指宿のPR活動が全市的な視点で展開できるよう、観光・商工・都市整備・教育といった各分野が横断的に連携し、併せて、観光協会、商工会議所、商工会などをはじめとする各種団体等と連携を図りながら計画づくりを進める。広域観光の推進については、観光キャンペーンにより、広域的な観光PRを実施し、本市の魅力を国内外に発信するとともに、自然、歴史、文化、産業などの地域の特性を生かし、近隣自治体との連携による広域的な観光ルートの確立を進める。また、観光ボランティアガイドの育成を図るなど、おもてなしの心を大切にする受け入れ態勢の整備・充実に努める。観光客誘客については、本市の観光PRのためパンフレット、観光PR用DVD、インターネット等を活用し、魅力ある情報発信を積極的に推進するほか、観光大使や郷土会役員などの協力を得て、口コミによる誘客を図るとともに、県内外の学校や企業等のスポーツ合宿、各種大会の誘致に努める。以上の取組を行うことにより、観光業を振興させ、交流人口や宿泊施設利用者の拡大に努め、旅館業の経営の安定化を図る。

◆ 情報サービス業等

情報サービス業等を誘致するため、国や県の情報化施策の支援制度等を活用し、光ファイバー等の超高速情報通信網の整備や携帯電話の不感地域の解消を図る。

<関係団体等の取組>

◆ 鹿児島県

- ・「半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例」による不均一課税の措置
- ・租税特別措置の活用促進
- ・企業誘致の情報提供
- ・企業の設備投資等に対する補助金の交付や支援措置

◆ 指宿商工会議所

- ・中心市街地活性化に向けた各種事業の積極的推進（各種イベントの開催など）
- ・魅力ある観光施設の整備及び開発の促進

◆ 菜の花商工会

- ・計画的な巡回指導と会員等への均一で質の高いサービスの提供など

◆ 指宿市観光協会

- ・観光客の誘致促進事業（観光情報誌・指宿市近郊マップの作成など）
- ・観光客の受入態勢の整備事業

◆ いぶすき農業協同組合

- ・農業者の育成・支援
- ・ブランド確立
- ・安心・安全の取り組み
- ・重点品目の生産対策
- ・販売企画とコスト低減対策

◆ 指宿漁業協同組合・山川町漁業協同組合・かいぬい漁業協同組合

- ・販売事業（新鮮，安全，安心に対応した消費者等への情報提供を可能とする体制づくりを図るとともに生産，流通全般にわたる鮮度衛生管理の推進など）
- ・指導事業（教育情報の提供や繁殖保護など）

◆ 山川水産加工業協同組合

- ・宣伝販売事業（鰹節の宣伝販売，組合ブランドの鰹節，花かつおの販売の推進など）
- ・指導事業（青年部協和会とオカカーズの活動に支援を行う。組合員に経営，技術，情報等の提供など）

| 【目標】 | | |
|-----------|----------|--------|
| | 新規設備投資件数 | 新規雇用者数 |
| 製造業 | 2 件 | 10 人 |
| 農林水産物等販売業 | 2 件 | 10 人 |
| 旅館業 | 2 件 | 10 人 |
| 情報サービス業等 | 1 件 | 5 人 |

イ 目標の達成状況等

前計画の期間においては、各分野において振興が図られ、令和元年度末時点で次のような達成状況となった。

| 【達成状況】 | | |
|-----------|----------|--------|
| | 新規設備投資件数 | 新規雇用者数 |
| 製造業 | 0 件 | 0 人 |
| 農林水産物等販売業 | 1 件 | 8 人 |
| 旅館業 | 0 件 | 0 人 |
| 情報サービス業等 | 0 件 | 0 人 |

(指宿市半島振興対策実施地域産業開発促進条例に基づく固定資産税の不均一課税を実施した新規設備投資件数及び新規設備投資に伴う新規雇用者数を記載。)

【成果及び課題】

- ・農林水産物等販売業において1件の新規設備投資があり、8人の新規雇用が生まれた。週末にイベントを開催するなど、地域の賑わいづくりにも貢献している。
- ・事業拡大を図るにあたり、人材の確保が困難となっている。
- ・事業適地が少なく、相談企業の要望等に対応できない。
- ・情報サービス業等について、光ファイバー等の超高速通信網が一部の地域において整備されておらず、誘致が進まない。
- ・産業振興を促進する税制等の優遇制度の周知が不足している。

ウ 成果及び課題を踏まえた本計画における対応方針

本市は、上記の達成状況等を踏まえ、産業振興及び雇用機会の拡大を実現するため、本計画においては次の方針で重点的に進めていくこととする。

- (i) 税制優遇措置等の効果的な周知による企業誘致及び設備投資の促進
- (ii) 産業間の連携等による雇用機会の創出及び事業適地の掘り起こし
- (iii) 各産業のブランド価値向上に向けた関係機関との連携体制の強化
- (iv) 民間活力の積極的な活用による、実効性及び継続性の高い施策の実行

2. 計画の区域

本計画の区域は、法第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定された薩摩半島地域内における指宿市内全域とする。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とする。ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 計画区域の産業の現状及び課題

計画区域における産業の現状及び課題については次のとおり。

(1) 製造業及び商工業

製造業については、業種別に事業所を見ると、食料品や飲料などの消費関連製造業が多く、地域に密着した業種が育っているが、人手不足対策のため生産性向上に務めなければならない経営基盤の弱い中小企業がほとんどで、技術や経営の面で多くの課題を抱えている。

小売業については、その大半を中小経営者が占めており、社会経済の変化に対応した活発な商業活動が展開できるよう、事業継承を含め、経営体質の強化や近代化を図ることが必要となっている。

また、郊外型大型店の進出や消費者ニーズの多様化、ライフスタイルの変化により、地域の商店街は、来客や店舗数の減少、空き店舗の増加など、中小事業者は厳しい経営状況下にあるため、商工会議所や商工会等との連携により、観光入込客を取り込む工夫をするなど、商業の活性化を図ることが必要である。

企業誘致については、経済情勢や地理的条件等から企業誘致が進んでいない状況にあるため、「指宿市工場等設置奨励条例」やふるさと融資制度等を活用し積極的に取り組んでいくことが必要である。

(2) 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

農業については、温暖な気候と豊富な水資源や温泉熱、基盤整備された広大な農地などの有利性を生かし、そらまめ、実えんどう、スナップえんどう、オクラ等の野菜をはじめ、花き・観葉植物、果樹、葉たばこ等の生産や畜産が盛んに行われている。

このような中、農業を取り巻く情勢は、消費の伸び悩みや農産物輸入増大による市場価格の低迷、飼料・肥料などの資材価格が高止まり傾向にあり、生産コストへの影響が極めて厳しい現状にあることに加え、2018年に発効したTPP等の国際的な経済連携協定参加により、グローバル化の進展が加速している状況にある。また、過疎化や農家の高齢化等に起因する慢性的な担い手不足や遊休農地の増加、基盤整備事業により設置された施設等の経年劣化などが懸念されている。さらに、気象変動に伴うゲリラ豪雨や

農業形態の変化（ハウス・マルチ栽培）による農地の排水量の増大に伴い、排水路の越水を繰り返し農地の浸食や崩壊が発生している。

今後、本市の有利性を生かした営農体制をさらに推進し、安心・安全な作物の安定生産、他産地との出荷時期の差別化を図ることにより、農家所得の向上を目指すとともに、市内外へ向けて農畜産物・加工品等に関する情報を的確に発信しながら、食育、地産地消・地産全消につなげていくことが求められている。

林業については、長期的な林業の低迷、森林所有者の森林への関心の低下などによって森林の管理・経営が十分になされておらず、林業従事者の減少・高齢化なども進んでいることから厳しい状況にあったが、スギ・ヒノキを中心とした人工林が適伐期を迎えており、森林資源が充実していることから、木材生産形態が間伐から主伐へシフトすることが予想されており、県内では木質バイオマス発電施設やツーバイフォー木材加工施設が建設され、東アジア諸国への県産材の輸出量増加に伴い木材の需要量が増加するなど、林業振興を図る上で追い風となる要素が出てきている。

森林は、地球温暖化の抑制、国土の保全、水資源のかん養、災害防止、大気の浄化などの多面的機能を有しており、これらを維持しながら森林資源を積極的に活用するため、新たな担い手の育成や林道・作業路等の生産基盤の整備、高性能機械の導入、集約化施策を促進し、効率的かつ効果的な林業施策を推進していく必要がある。

水産業については、かつお節の生産量は年間約 8,500 トンで、全国のかつお節生産量の約 3 割を占め、このうち、かつお節の中で最高級とされる本枯本節は、国内生産の約 7 割が生産されるなど、全国でも有数の生産地となっている。また、平成 21 年（2009）年 4 月にオープンし、平成 23（2011）年度には道の駅として登録されたいぶすき山川港特産市場「活お海道」は、山川港の拠点として農林水産物等の展示販売や観光情報等の提供を行っており、地場産業の振興を図るとともに、市民と利用者との交流促進の場になるなど、農山漁村の活性化を推進している。

しかしながら、高齢化や後継者不足による漁業就業者の減少、水産資源の減少や国際的な漁業規制の強化等による漁業生産量の減少、魚価の低迷や魚食離れなど、厳しい現状がある。そのため、水産資源の回復・増大を図るため、つくり育て管理する漁業を推進するとともに、漁家の所得向上を図るため、魚食普及や漁業者が自ら水揚げした水産物や未利用資源に付加価値を加え、商品化し販売につなげる 6 次産業化を推進する必要がある。

また、山川港では、海外まき網船の大型化に対応するため、水揚げ岸壁の延伸や航路の浚渫等を計画的に行い、漁港の大型化を図る必要がある。今後は、現在建築中の高度衛生管理型市場を含め、平成 25（2013）年に無線検疫対象港として指定された山川港を総合的に整備し、海外まき網船や輸入運搬船の誘致に努め、原料の安定供給を図る必要がある。

(3) 旅館業

九州新幹線鹿児島ルートが全線開業し、博多から指宿まで2時間10分程度でアクセス可能となり、また、新大阪から鹿児島中央駅までの直通列車も運行されている。さらに、九州新幹線鹿児島ルートの全線開業と併せて、鹿児島中央から指宿まで観光特急列車「指宿のたまて箱」の運行が開始されたことに加え、NHK大河ドラマ「西郷どん」の効果により観光客は増加したが、その後の国内宿泊客数は総体的に減少している。

一方、インバウンド宿泊客数は、アジアを中心とした国際線の就航など、県をあげての誘客戦略により増加が顕著になっており、国内外からの旅行客に対する受入環境を整える必要があるが、二次アクセスをはじめ、多言語対応やWi-Fi整備など、周遊・滞在しやすい環境づくりは十分と言えず、宿泊施設や観光施設の老朽化も進んでいる。

また、「団体旅行」から「個人旅行」が主流となり、観光客のニーズは、価値観やライフスタイルの多様化により、物見遊山的な観光から地域素材に触れ合える体験型観光へ変わってきている。

そのため、市内の観光スポットや各種イベント、物産情報などを国内外にPRして、地域の魅力を積極的に情報発信するとともに、周辺自治体を含めた観光ルートを創設することにより、観光客の回遊性を高める必要がある。

併せて、観光・商工・都市整備・教育・農林水産の各分野が横断的に連携しながら、本市特有の自然、温泉、歴史、農林水産業などの観光資源と連携した滞在型観光地の形成推進及びソフト・ハード両面から観光客の受入環境を整えていく必要がある。

(4) 情報サービス業等

情報サービス業等については、立地企業がない状況であり、光ファイバー等の超高速通信網が一部の地域において整備されていないなどの現状がある。

今後、情報通信業の進出を促進するためには、市内全域において光ファイバー等の超高速通信網を整備することが必要となる。

5. 計画区域において振興すべき業種

計画区域において産業振興の対象とする業種は、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等とする。

6. 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担及び連携

地域の経済が継続的に発展していくためには、各分野の産業や業種が相互に連携し、相乗効果をあげながら地域の活力を高めていくことが重要となるため、本市の振興対象業種の活性化を図るために、各主体は単独又は連携して以下のとおり取組等を推進する。

(1) 市の取組み

ア 租税特別措置の活用の促進

- ・計画区域における対象業種の設備投資に対する固定資産税の不均一課税を実施し、企業立地、事業の継続及び拡張を支援する。
- ・市ホームページによる情報発信など、事業者に対し積極的な制度周知を図る。

イ 製造業及び商工業

- ・商工会議所や商工会等と連携し、事業者の育成を支援するとともに、地域を支える商店街の形成や経営基盤の強化を促進し、市民の日常的な生活を支える商業環境の維持・向上に努める。
- ・商工団体については、その強化と公的融資制度の有効活用を推進する。
- ・地場産業経営の合理化と設備の近代化を進めるため、諸制度の積極的な活用を図る。
- ・働く場の創出と新規学卒者の地元定着を図るため、企業誘致を推進する。また、製造業やインターネットを活用したソフトウェア産業の誘致についても、県と連携しながら企業誘致に努める。

ウ 農林水産業（農林水産物等販売業を含む）

- ・いぶすき農業支援センターを拠点とする各関係機関との連携体制を強化し、地域農業を担う人材を育成・確保するとともに人・農地プランを推進し、担い手への農地集積に努める。
- ・ブランド化や6次化の推進、農畜水産物・加工品の積極的なPRや販売促進により、産地間競争力を向上させるなど、総合的な生産環境整備に取り組み、地産地消、地産来消、地産全消を推進する。
- ・南薩畑地かんがい事業等で整備された施設の老朽化に伴う更新事業や近年の農業形態の変化（ハウス・マルチ栽培）による農地の排水量の増大による排水路の断面不足が生じているため、排水路等の整備を図る。
- ・森林資源は、スギやヒノキなどの人工林を中心に主伐期を迎えつつあり、県や森林組合をはじめとする林業者と連携を図り、主伐を軸に除間伐、再生林を推進し、継続的な森林資源の造成に努める。
- ・森林の持つ多面的機能をより発揮させるため、計画的な森林整備に努めるほか、自然環境の保全に留意しつつ、林道の整備や森林病虫害被害の予防・防止を適切に行い、森林の保全を図る。
- ・漁港漁場整備計画に基づき、水産物の生産・流通の拠点として、漁港施設の整備を推進する。
- ・持続的・安定的な漁業生産を実現するため、魚礁等の設置による漁場や藻場の造

成，マダイ・ヒラメ等の種苗放流等を計画的に行い，水産資源の回復・増大を図る。

- ・海外まき網船の大型化に対応した漁港の整備に努めるとともに，高鮮度で安心安全な水産物の水揚げを行うため，高度な衛生管理を行うことを目的とする市場建設や安定して加工用原魚が保管できるよう冷凍冷蔵庫等の建設に向けた支援を行う。
- ・水産物や農産物の6次産業化を推進し，商品開発や販路拡大・開拓，販売促進を支援する。
- ・山川港が無線検疫対象港として指定されたことから，かつお節製造業の加工用原魚をさらに安定的に確保するため，海外まき網船や輸入運搬船を積極的に誘致し，輸入環境の促進に努める。
- ・漁協，加工組合との連携を密にし，かつお節製造業者や漁業後継者等の担い手育成を図る。

エ 旅館業

- ・地域交流施設などを活用し，観光客と市民が交流できる場の創出を図るとともに，県などの関係機関と連携し，市民や観光客の拠点となる魅力ある施設の整備を進める。
- ・交流人口の増大を図るため，豊かな地域資源を生かした農林漁業体験などの体験型観光の推進や，市民と観光客が一体となり楽しめる祭りの開催やイベントの充実に努める。
- ・本市が本来持っている様々な魅力を掘り下げ，それを活用した事業や指宿のPR活動が全市的な視点で展開できるよう，観光・商工・都市整備・教育といった各分野が横断的に連携し，併せて，観光協会，商工会議所，商工会などをはじめとする各種団体等と連携を図りながら計画づくりを進める。
- ・パンフレット，観光PR用DVD，インターネット等を活用し，魅力ある情報発信を国内外へ積極的に推進するほか，観光大使や郷土会役員などの協力を得て，口コミによる観光客誘致を図る。
- ・観光ボランティアガイドの育成を図るなど，おもてなしの心を大切にする受入体制の整備・充実に努める。
- ・自然，歴史，文化，産業などの地域の特性を生かし，近隣自治体との連携による広域的な観光ルートの創設に取り組む。

オ 情報サービス業等

- ・情報サービス業を誘致するため，市内全域において光ファイバー等の超高速通信網の整備に務める。

(2) 鹿児島県の取組み

ア 租税特別措置の活用促進

- ・過疎地域、半島振興対策実施地域において、不動産取得税及び事業税の課税免除や不均一課税がされている。
- ・半島振興対策実施地域における工業用機械等の割増償却制度について、関係機関と連携しながら周知していく。

イ 企業立地の促進・立地企業へのフォローアップ

- ・「自動車・電子・食品」の重点3分野に加え、今後も成長が期待される「環境・新エネルギー産業」、「健康・医療産業」、「バイオ関連産業」、「航空機関連産業」に対する積極的な誘致活動を展開し、産業集積による県内製造業の基盤強化を目指す。
- ・県内製造拠点のマザー工場化や県内企業の成長を支援するほか、きめ細やかな相談及び支援等のフォローアップに努めている。

ウ 産業振興の取組

- ・設備投資に対する支援や製品開発・事業化支援、国内外への販路開拓の支援などを行い、産業振興に取り組んでいる。

(3) 関係団体の取組み

ア 指宿商工会議所

- ・発達支援計画に基づき人手不足への対応や生産性向上、創業支援、BCP対策、事業継承対策につながる情報提供やセミナー等を開催する。さらに、相談事業所のニーズに寄り添う経営計画の立案とフォローアップに務める。
- ・PDCAサイクルに基づく進行管理に務めるとともに、関係団体等と連携し各種施策やイベントに積極的に取り組み、商店街や通り会の活性化のほか観光や商工業の振興に努める。
- ・特産品等販路開拓支援事業など地域商工業育成と活性化に向けた事業を積極的に推進する。

イ 菜の花商工会

- ・特産品等販路開拓支援事業など地域商工業育成と活性化に向けた事業を積極的に推進する。
- ・計画的な巡回指導及び質の高いサービスを提供する。

ウ 指宿市観光協会

- ・観光客の誘致促進事業（指宿市情報誌・指宿市近郊マップの作成など）を実施する。
- ・観光客の受入体制の整備事業（着地型旅行商品の企画，インバウンド対策など）を実施する。

エ いぶすき農業協同組合

- ・地域の有利性を活かした重点品目の生産対策を図る。
- ・JAと行政が一体となった支援体制のもとで，地域ごとの具体的な目標を掲げた地域営農ビジョンを実践する。
- ・IPMの取組みを強化する。

オ 指宿漁業協同組合・山川町漁業協同組合・かいゑい漁業協同組合

- ・新鮮，安全，安心に対応した消費者等への情報提供を可能とする体制づくりを図るとともに，生産，物流全般にわたる鮮度衛生管理を推進する。
- ・加工業者への鰹節原料の安定供給を目標に，水揚船の誘致に努める。
- ・稚魚等の放流により，資源の増殖に務める。

カ 山川水産加工業協同組合

- ・鰹の安定供給に向けて，関係機関と協力しながら鰹漁船の誘致や輸入鰹の入庫を促進し，山川港での水揚げを高める
- ・各種イベント等において指宿鰹節（茶ぶしやカツオパック）をPRし，知名度向上及び消費拡大に努める。

キ 森林組合

- ・木材の安定供給や森資源の循環利用の促進を図る。
- ・人材確保のための広報活動の実施，研修や就業相談会等への参加を促進する。

7. 計画の目標

(1) 設備投資の活発化及び雇用に関する目標（令和2年度～令和6年度）

| | 新規設備投資件数（件） | 新規雇用者数（人） |
|-----------|-------------|-----------|
| 製造業 | 2 件 | 10 人 |
| 農林水産物等販売業 | 2 件 | 10 人 |
| 旅館業 | 1 件 | 5 人 |
| 情報サービス業等 | 1 件 | 5 人 |

(2) 事業者向け周知に関する目標（毎年度）

ア 説明会の実施

薩摩半島地域の他自治体と連携した事業者等向け半島税制説明会の開催，または商工会議所等を訪問し説明を行うなど，半島税制の周知を図る。

イ Web媒体等による情報発信

市ホームページにおいて半島税制を周知するページを設け，年に2回，新着情報に掲載するなど，当該ページを活用して事業者等に情報発信する。

ウ 業者への直接周知

法人住民税の納付書等を送付する際に，半島税制の周知資料一式を同封する。

8. 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する施策等については，本市総合計画等において行われる評価，進行管理を基礎とし，P D C Aサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については，次年度の施策等に反映させる。

9. 参考データ等

【人口】

| | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 |
|------------|---------|---------|---------|
| 人口 (人) | 46,822 | 44,396 | 41,831 |
| 生産年齢人口 (人) | 26,825 | 24,765 | 22,038 |
| 老年人口 (人) | 14,061 | 14,248 | 14,698 |
| 高齢化率 (%) | 30.0 | 32.1 | 35.1 |

資料：国勢調査

【人口動態】

| | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 |
|----------|---------|---------|---------|---------|
| 自然増減 (人) | △ 359 | △ 375 | △ 401 | △ 348 |
| 社会増減 (人) | △ 203 | △ 254 | △ 180 | △ 267 |
| 全体 (人) | △ 562 | △ 629 | △ 581 | △ 615 |

資料：指宿市（市民課）

【産業別就業人口】

| | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 |
|-----------|----------------|----------------|----------------|
| 第一次産業 (人) | 5,008 (22.0%) | 4,751 (22.4%) | 4,608 (22.7%) |
| 第二次産業 (人) | 3,617 (15.9%) | 3,111 (14.6%) | 2,614 (12.9%) |
| 第三次産業 (人) | 14,082 (62.0%) | 13,284 (62.5%) | 12,958 (63.9%) |
| その他 (人) | 14 (0.1%) | 111 (0.5%) | 102 (0.5%) |

資料：国勢調査

【観光入込客数】

| | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 |
|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 宿泊 | 753 | 683 | 645 | 646 | 685 |
| 日帰 | 3,185 | 3,144 | 3,048 | 3,176 | 3,295 |
| 計 | 3,938 | 3,827 | 3,693 | 3,822 | 3,979 |
| 伸び率 (%) ※対前年比 | — | 97.2 | 96.5 | 103.5 | 104.1 |

資料：指宿市の観光統計～平成 30 年～（指宿市観光課）